

教育委員会教育長庁達第3号

教育委員会事務局
各教育機関

堺市教育長の職務代理者に係る職務の委任等に関する規程（令和6年教育委員会教育長
庁達第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

堺市教育委員会
教育長 関 百 合 子

第3条中「所管の教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加え、「教育監又は教育次長」
を「教育次長、教育施設技術監又は教育監」に改める。

附 則

この庁達は、令和8年4月1日から施行する。